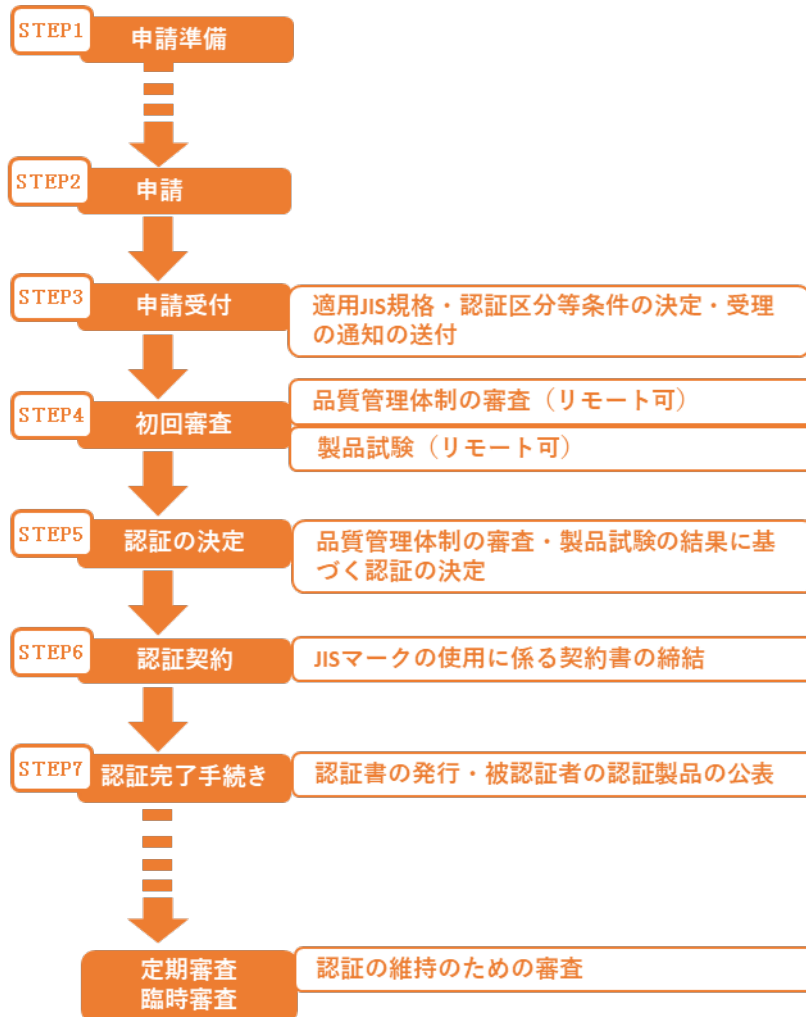


初回審査の事務手続きの概要

● 初回審査の流れ



● 手数料

* 申請料

* 審査料
* 登録料

* 登録維持料(毎年)

* 審査料

STEP3内の「受理の通知」からSTEP7までの標準的な期間は6か月です。ただし、是正処置など申請者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます。

ロット輸入品及び限定生産品は、ロット毎の単位でロット認証を選択することができます。手続きの流れは、STEP1からSTEP7までです。定期審査は実施いたしません。

以下に各 STEP の留意事項を記載します。

[STEP1] 申請準備

- (1) 申請書の記載事項
 - a) 申請者の名称、代表者名、所在地
 - b) 認証対象製品の製造工場の名称、所在地
 - c) 製品等に適合する JIS 規格の番号、名称
 - d) 認証対象となる製品等の名称
 - e) 認証対象範囲(区分)
 - f) 初回審査かロット認証かを指定
- (2) 添付資料:
 - a) 品質管理実施状況説明書及び説明資料
 - b) 製品の区分、仕様、構造等、製品に関連する説明資料

[STEP2] 申請

「申請書(1)～(4)」、「品質管理実施状況説明書」及び必要な書類を一緒に提出してください。申請書は日本語で作成してください。

- (1) 電子データによる申請の場合は、送付先を HP のお問い合わせから確認後送付願います。提出部数は 1 部(正本のみ)になります。
- (2) 書面による申請の場合は、
〒114-000 東京都北区豊島 7-26-28 本部 JIS 認証 まで送付願います。提出部数は2部(正本・副本)になります。

[STEP3] 申請受付

- (1) 認証の対象となる製品等の区分をもって認証の区分とし、認証番号が付与されます。
- (2) 認証の区分は、JIS 規格ごとが原則です。次のいずれか又は JIS 規格との組合せで、申請者と調整し決定します。
 - a) 申請者により識別された製品毎(型式等)
 - b) 特性の共通した製品群で、複数の JIS 規格の要求事項に対し同時に定義できる製品毎
 - c) JIS 規格に定める種類、等級等毎
- (3) 認証の範囲は、申請における認証の区分に含まれる製品の種別、型式、モデル、材質、形状等で特定します。
- (4) 認証の基準となる JIS 規格を特定
車両検の認証することができる製品は、国に登録された登録区分(JIS 規格)の範囲です。
- (5) 認証の対象となる製品の全ての製造工場等の範囲を特定
複数の製造工場を 1 申請に含めることができます。
- (6) 一般認証かロット認証かを特定

[STEP4] 初回審査

(1) 品質管理体制の審査

製造業者等の品質管理体制を、下記のいずれかの基準により構築していただきます。車両検は基準への適合性を評価いたします。

- a) 製品製造に必要な技術的生産条件に基づく品質管理体制の場合は「JIS Q 1001 一般認証指針」附属書 B の B.1 による。
- b) ISO 9001 に基づく品質管理体制の場合は「JIS Q 1001 一般認証指針」附属書 B の B.2 による。品質管理体制が ISO 9001 に基づいて審査登録されている場合には、その審査登録結果を活用することで JIS 認証での工場審査の一部を省略します。

(2) 申請時には、品質管理体制を「品質管理実施状況説明書」に記入して提出いただきます。

(3) 外注工場がある場合には、必要に応じて外注工場を審査する場合があります。

(4) 製品試験の方法は下記になります。

a) 製品試験品の抽出

試験用の製品(サンプル)は、車両検の JIS 審査員が必要数量ランダム抽出します。試作品をサンプルとして試験も実施できます。製造開始後にサンプルと比較検証します。サンプルに前処理が必要な場合や試験が長期間の場合には、相談により対応いたします。

b) 製品試験

- ・車両検の検査所及び車両検の外部試験所(契約を締結している場合)での試験
- ・申請者の試験設備等での JIS 審査員及び JIS17025 審査員による立会試験
申請者の試験設備(工場等)や申請者が用意した外部の試験場所で、JIS17025 審査員が ISO/IEC 17025 の要求事項の該当部分を満足しているか確認後、JIS 審査員及び立会試験を実施します。
- ・他の試験機関で得られた試験データを申請時に提供し活用する、試験データ活用など
試験データを作成した試験機関が ISO/IEC17025 に基づき、認定を受けていることが前提です。また、試験データの検証において、スポット試験を実施します。

[STEP6] 認証契約

申請者との間で、認証マークの使用等に関する契約を行います。契約内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 認証マーク使用の条件、誤用の処置
- (2) 定期審査、臨時審査条件(頻度、製品の再試験、工場の品質管理審査などに関する内容)
- (3) 製造工場や鉦工業品の追加、変更、縮小に係る通知
- (4) 苦情等の処理
- (5) 認証の取消し、一時停止
- (6) 認証事項の公表
- (7) 機密保持 など

[STEP7] 認証完了手続き

認証契約締結後に「認証書」を発行いたします。「認証書」の内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 認証日及び認証番号
- (2) 認証に係る法の条項
- (3) 車両検の名称及び認証者の氏名
- (4) 認証取得者の氏名又は名称及び住所
- (5) JIS 規格番号など
- (6) 鉱工業品の名称
- (7) 製造工場等の名称及び所在地
- (8) ロット認証の場合には、個数及び識別番号など
- (9) 認証契約の締結日及び「申請書」提出期限など